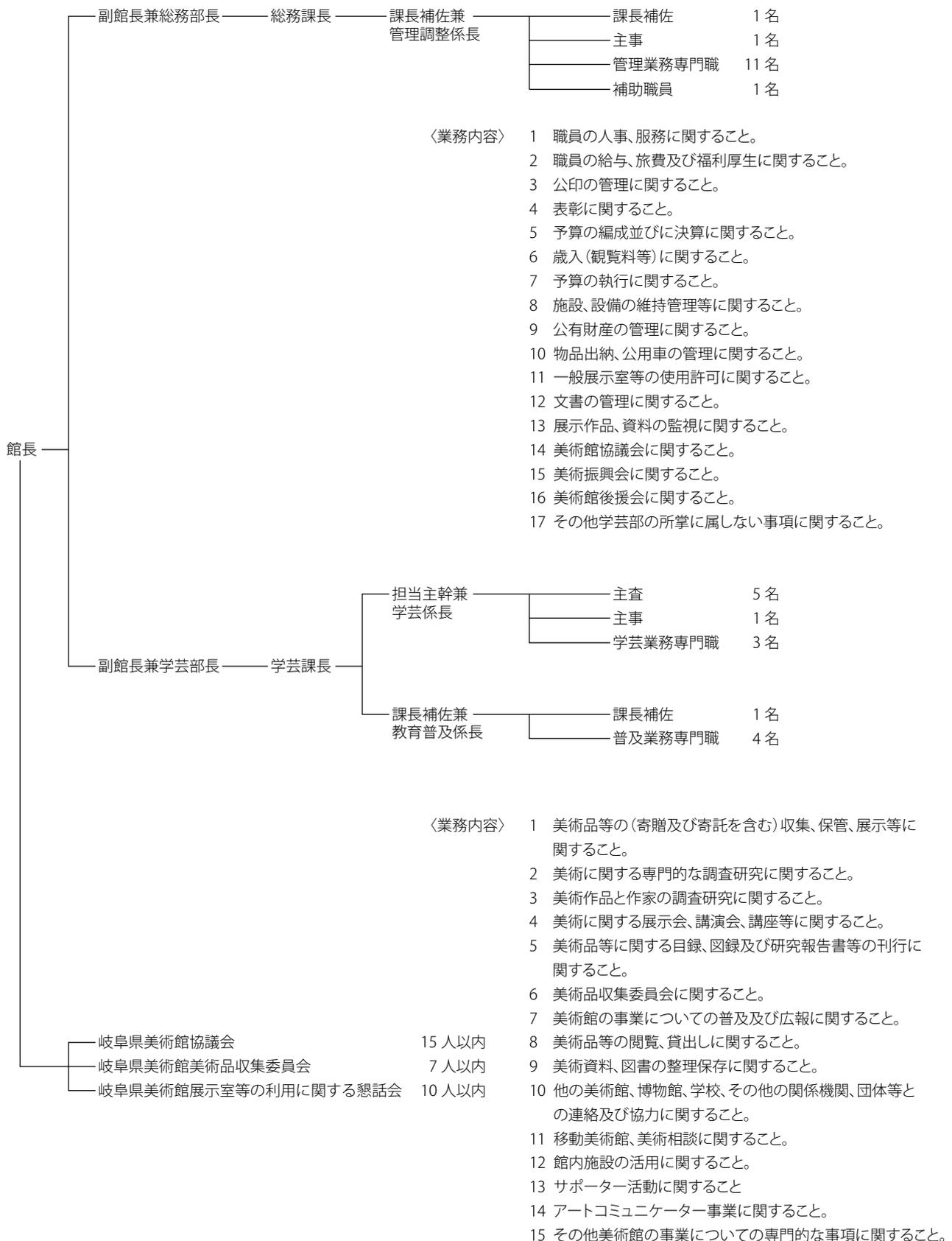


5 組織と関係法規

5-1 組織・業務と職員



館長

日比野 克彦

総務部

副館長兼総務部長 小野 正行
総務課長 竹内 恵美

管理調整係

課長補佐兼係長 中藪 淳
課長補佐 酒向 恵子
主事 青木 里奈管理業務専門職 河口 美幸(～令和6年6月30日)
管理業務専門職 鈴木 由見子(令和6年7月1日～)
管理業務専門職 西村 友里
管理業務専門職 金森 満理奈
管理業務専門職 道家 幸子
管理業務専門職 中野 ともよ
管理業務専門職 高橋 由佳
管理業務専門職 川島 沙紀子
管理業務専門職 石田 紋子
管理業務専門職 古澤 かおる
管理業務専門職 細江 美貴
管理業務専門職 北川 朋子

補助職員 河合 須美恵

後援会書記 高木 真紀子
後援会書記 森長 朋子

学芸部

副館長兼学芸部長 正村 美里
学芸課長 青山 訓子
担当主幹兼学芸係長 廣江 泰孝

学芸係

主査 鳥羽 都子
主査 守屋 靖裕
主査 西山 恒彦
主査 松岡 未紗
主査 齋藤 智愛
主事 西田 創学芸業務専門職 有元 まなか(育休等)
学芸業務専門職 森竹 舞(令和6年5月10日から育休等)
学芸業務専門職 後藤 規絵(令和6年11月30日まで育休等)
学芸業務専門職 由良 茉委(育休代替)
学芸業務専門職 安藤 英子(育休代替)

教育普及係

課長補佐兼係長 林 朋史
課長補佐 後藤 正行普及業務専門職 家田 陽介
普及業務専門職 濱野 かほる
普及業務専門職 近藤 優紀
普及業務専門職 藤田 響

5-2 協議会・委員会

岐阜県美術館 協議会委員

氏名	備考	※令和7年3月31日現在
会長 村瀬 幸雄	(株) 十六フィナンシャルグループ 代表取締役会長 (株) 十六銀行 代表取締役会長	
委員 有賀 信彦	(株) 中日新聞 岐阜支社 支社長	
委員 小野寺 茂樹	NHK 岐阜放送局 局長	
委員 河西 栄二	立体造形部門代表者(岐阜大学教授)	
委員 岸 正法	岐阜県小中学校教育研究会 小学校図画工作科部会長	
委員 熊崎 勝利	絵画部門代表者	
委員 佐木 みどり	学校法人佐木学園 揖斐幼稚園学園長	
委員 地守 素子	社会福祉法人和光会 副理事長	
委員 所 弘子	工芸部門代表者	
委員 猫田 孝	岐阜県議会 議員	
委員 林 正子	岐阜大学 名誉教授	
委員 向田 富紀子	岐阜県高等学校文化連盟 会長/副会長	
委員 矢島 薫	(株) 岐阜新聞 代表取締役社長	
委員 安田 晴子	公募	
委員 渡邊 加余子	岐阜県 PTA 連合会子育て委員会 副委員長	

(委員は五十音順)

岐阜県美術館 美術品収集委員

氏名	備考	令和6年度
委員 高橋 明也	東京都美術館 館長	
委員 田口 義隆	セイノーホールディングス株式会社 代表取締役社長	
委員 長屋 光枝	国立新美術館 学芸課長	
委員 花里 麻理	茨城県陶芸美術館 学芸課長	
委員 村田 眞宏	豊田市博物館 館長	
委員 矢橋 龍宜	矢橋ホールディングス株式会社 代表取締役社長	
委員 雪山 行二	美術史家(元富山県美術館 館長)	

(委員は五十音順)

岐阜県美術館 展示室等の利用に関する懇話会

氏名	備考	令和6年度
有識者 臼井 千里	書	
有識者 河西 栄二	彫刻	
有識者 傍島 幹司	洋画	
有識者 馬淵 英樹	デザイン	
有識者 宮川 邦雄	写真	
有識者 宮崎 香里	現代美術	
有識者 山本 真一	日本画	

(有識者は五十音順)

5-3 関係法規

岐阜県美術館条例

(昭和五十七年三月二十六日条例第十三号)

(設置)

第一条 県民の美術に関する知識及び教養の向上に資するため、岐阜市に岐阜県美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

(事業)

第二条 美術館は、美術品その他美術に関する資料（以下「美術品等」という。）を収集し、保管し、及び展示し、並びに県民の美術に関する創作又は研究を促進するために必要な事業を行う。

(観覧料等)

第三条 展示室に常設的に展示する美術品等を観覧しようとする者は、別表第一に定める額の観覧料を納入しなければならない。ただし、次項の特別観覧料を納入した者については、この限りでない。

2 特別の企画により展示する美術品等を観覧しようとする者は、一人につき千五百円の範囲内で知事はその都度別に定める額の特別観覧料を納入しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる者の観覧料及び特別観覧料の額は、無料とする。

一 幼児、小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒及びこれらに準ずる者

二 文化の日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する文化の日をいう。）に観覧する者

(使用の許可等)

第四条 別表第二の上欄に掲げる施設及び設備（以下「展示室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、展示室等を使用させることが美術館の管理上適当でないとき認めるときは、前項の許可をしないことができる。

3 第一項の許可を受けた者（以下「展示室等の使用者」という。）は、別表第二に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

4 第一項の許可には、美術館の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用許可の取消し等)

第五条 知事は、展示室等の使用者に対して美術館の管理上必要な指示をすることができる。

2 知事は、展示室等の使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項の許可を取り消し、又は展示室等の使用の停止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 許可の内容又は条件に違反したとき。

三 前項の指示に従わないとき。

四 詐偽その他不正な行為により許可を受けたことが明らかになつたとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。（観覧料等の納入方法等）

第六条 観覧料、特別観覧料又は使用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 納入した観覧料、特別観覧料又は使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

3 知事は、公益その他特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(原状回復義務)

第七条 展示室等の使用者は、その使用を終了したときは、直ちに展示室等を原状に回復しなければならない。第五条第二項の規定により展示室等の使用の許可を取り消された場合においても、同様とする。

(遵守義務)

第八条 何人も、美術館（駐車場を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 美術館の施設及び設備並びに美術品等を毀損し、又は汚損しないこと。

二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、前項の規定に違反した者に対して、当該職員をしてその行為をやめることを指示させ、これに従わないときは、美術館から退去することを命ずることができる。

(美術館協議会)

第九条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十三条第一項の規定に基づき、美術館に岐阜県美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第十条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他知事が美術館の運営に資すると認める者の中から任命する委員十五人以内で組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

第十二条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければならない。会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第十四条 第八条第二項の規定による退去の命令に違反して美術館から退去しなかつた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

- この条例は、昭和五十七年七月一日から施行する。ただし、第三条から第八条まで、第十四条及び次項の規定は、同年十一月三日から施行する。
- 第三条の規定にかかわらず、昭和五十七年十一月三日から同年十二月十九日までの間において美術品等を観覧しようとする者は、一人につき七百円の範囲内で知事が定める額の観覧料を納入しなければならない。
- 岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
第四条第十一号中「及び博物館」を「、博物館及び美術館」に改める。

(以下改正附則略)

別表第一（第三条関係）

区分	観覧料の額（一人につき）	
	個人	団体（20人以上に限る。）
大学の学生及びこれに準ずる者	二二〇円	一六〇円
その他の者	三四〇円	二八〇円

別表第二（第四条関係）

区分	単位	使用料の額
一般展示室（小）	一日につき	八、八〇〇円
一般展示室（中）	一日につき	一七、六〇〇円
一般展示室（大）	一日につき	二六、四〇〇円
多目的ホール	一日につき	三九、二八〇円
講堂	一日につき	一五、七二〇円
野外展示場	一日につき	三、三五〇円
附属設備	知事が定める額	

備考

- 一日とは、午前十時から午後六時までの間をいう。
- 講堂を、午前十時から午後一時までの間に使用する場合は使用料の額は六千七百円、午後一時から午後五時までの間に使用する場合は使用料の額は九千二百円とする。
- 展示室等の使用者（附属設備の使用者を除く。）が入場料その他これに類する対価を入場者から徴収して使用する場合は使用料の額は、この表に掲げる額の二倍とする。

※博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）抜粋

第二十三条 公立博物館には博物館協議会を置くことができる。

- 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

岐阜県美術館管理規則

(令和元年十二月二十七日 岐阜県規則第八十九号)

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県美術館条例（昭和五十七年岐阜県条例第十三号。以下「条例」という。）第十三条の規定に基づき、岐阜県美術館（以下「美術館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和三十二年法律第七十八号）第三条に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、当該月曜日後の最初の休日でない日）
 - 十二月二十八日から翌年一月四日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その旨を美術館の掲示場に掲示しなければならない。

(開館時間)

第三条 美術館の開館時間は、午前十時から午後六時までとする。ただし、常設展示室又は特別展示室へ入室することができるのは、午前十時から午後五時三十分までの間とする。

- 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は入室を制限することができる。

(展示室等の使用の許可等)

第四条 条例第四条第一項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、展示室等利用申込書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

- 知事は、前項の許可をしたときは展示室等利用承認通知書（別記第二号様式）を、許可をしなかったとき又は条例第五条第二項の規定により許可を取り消し、若しくは展示室等の使用の停止を命じたときは展示室等利用不承認（取消・停止）通知書（別記第三号様式）を交付するものとする。

(遵守事項)

第五条 条例第八条第一項第三号の知事が指示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 美術品等（知事が認めたものを除く。）に触れないこと。
- 美術品等の近くでインク等を使用しないこと。
- 所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと。
- 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指示する事項

(模写等の許可)

第六条 美術品等の模写、模造、撮影その他これらに類する行為（以下「模写等」という。）をしようとする者は、美術品等模写等許可申請書（別記第四号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。次条第二項の規定により美術品等の貸出しを受けた者が当該美術品等の模写等をしようとする場合についても、同様とする。

- 2 知事は、前項の許可をしたときは、美術品等模写等許可書（別記第五号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（美術品等の貸出し等）

第七条 知事は、美術品等（寄託を受けたものを除く。以下次条から第十条までにおいて同じ。）を、国立の美術館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）に基づく美術館その他これらに準ずると認められるもの（以下「美術館等」という。）に貸し出すことができる。

- 2 前項の規定による貸出しを受けようとする美術館等は、美術品等貸出許可申請書（別記第六号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

- 3 知事は、前項の許可をしたときは、美術品等貸出台帳（別記第七号様式）に登載し、美術品等貸出許可書（別記第八号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（貸出期間）

第八条 美術品等の貸出期間は、三十日以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、当該美術品等の返還を求めることができる。

（貸出しを受けた美術館等の遵守義務）

第九条 第七条第二項の許可を受けた美術館等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 当該美術品等が滅失し、又は毀損したときは、当該美術品等を原状に回復し、及びそれによって生じた損害を賠償すること。
- 二 当該美術品等の運搬及び維持管理に要する経費を負担すること。
- 三 第七条第二項の許可に係る利用の目的又は利用の場所を変更しないこと。
- 四 貸出期間満了の日までに指定された場所に返納すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

（借用書の提出）

第十条 第七条第二項の許可を受けた美術館等は、当該美術品等の引渡しを受ける際、美術品等借用書（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。

（寄託及び寄贈）

第十一条 知事は、美術品等の所有者又は権原に基づく占有者から、別に定めるところにより、寄託又は寄贈を受けることができる。

（岐阜県美術館協議会）

第十二条 岐阜県美術館協議会の庶務は、美術館において処理する。

（委任）

第十三条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 令和元年度における第二条第二号の規定の適用については、同号中「一月四日」とあるのは「一月三日」とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県美術館 観覧料等徴収規則

(昭和五十七年十月二十九日 岐阜県規則第百二号)

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県美術館条例(昭和五十七年岐阜県条例第十三号。以下「条例」という。)に基づき、岐阜県美術館(以下「美術館」という。)の観覧料、特別観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧料等の納入)

第二条 展示室に常設的に展示する美術品等を観覧しようとする者は、条例第三条第一項に規定する観覧料を納入して、観覧券(別記第一号様式)の交付を受けなければならない。

- 2 特別の企画により展示する美術品等を観覧しようとする者は、条例第三条第二項に規定する特別観覧料を納入して、特別観覧券(別記第二号様式)の交付を受けなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、団体(二十人以上に限る。)で美術品等を観覧しようとするときは、その代表者は、あらかじめ、団体観覧券交付申請書(別記第三号様式)を知事に提出したうえ、観覧料又は特別観覧料を納入して、団体観覧券(別記第四号様式)の交付を受けなければならない。

(前納の特例)

第三条 条例第六条第一項ただし書の規定により観覧料等を後納しようとする者は、あらかじめ、観覧料等後納申請書(別記第五号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により承認をしたときは、観覧料等後納承認書(別記第六号様式)により申請者に通知するものとする。

(観覧料等の免除)

第四条 条例第六条第三項の規定により観覧料等の免除を受けようとする者は、知事が特に認める場合を除き、あらかじめ観覧料等免除申請書(別記第七号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により承認をしたときは、観覧料等免除承認書(別記第七号様式)により申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、昭和五十七年十一月三日から施行する

(以下改正附則略)

岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県美術館条例(昭和57年岐阜県条例第13号。以下「条例」という。)及び岐阜県美術館管理規則(令和元年岐阜県規則第89号)並びに岐阜県美術館観覧料等徴収規則(昭和57年岐阜県規則第102号。以下「徴収規則」という。)の規定に基づき、観覧料及び特別観覧料(以下「観覧料等」という。)並びに使用料の減免並びに美術品等の寄贈及び寄託に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧料等の減免)

第2条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者が美術品等の観覧をしようとするときは、条例第6条第3項の規定により観覧料等を減免することができる。

- 一 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障害者社会参加支援施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定に基づく老人福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく障害者支援施設に入所している者で、当該施設等の職員に引率されている者及びこれらの引率者
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく学校(大学及び高等専門学校を除く。)の幼児、児童及び生徒を学校の教育活動で引率する教職員
- 三 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- 四 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく保護を受けている者
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- 六 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)の規定に基づく医療費受給者証の交付を受けている者
- 七 厚生労働省が定める療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けている者
- 八 第三号及び第五号から前号までに規定する者の付添人(付添人が二人以上あるときは、一人に限る。)
- 九 美術品等を現に寄贈し、若しくは寄託している者又は館長の依頼により寄贈し、若しくは寄託するための手続きを現に行っている者
- 十 国又は地方公共団体の関係者で、行政上又は教育研究上の調査の目的をもって視察する者
- 十一 岐阜県美術館後援会の会員証を所持する者
- 十二 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会が発行する割引券を持参した者
- 十三 岐阜県が関係する行事等の参加者で、館長が特に必要

と認める者

十四 前各号に準ずる者で、館長が特に必要と認める者

2 観覧料等の減免の額は、次のとおりとする。

- 一 前項第一号から第十号まで 全額
- 二 前項第十一号から第十三号まで 団体料金との差額
- 三 前項第十四号 館長が認める額

3 第一項第三号から第七号まで及び第十一号のいずれかに該当する者が、観覧料等の減免を受けようとするときは、徴収規則第四条第一項の規定により、観覧料等免除申請書の提出を観覧料等の免除を受けることができる事由を証明する書類の提示に替えることができる。

4 前項の場合において、第一項第八号に該当する者が観覧料等の減免を受けようとするときは、規則第四条第一項の規定により、観覧料等免除申請書の提出を省略することができる。

(使用料の減免)

第3条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第6条第3項の規定により、条例別表第2に掲げる施設又は設備の使用料を減免することができる。

- 一 利用目的とする展示会、講演会、講習会、研究会等(以下「展示会等」という。)が、県又は教育委員会が主催するものであるとき。
- 二 利用目的とする展示会等が、県又は教育委員会が他と共催するものであるとき。
- 三 利用目的とする展示会等で、館長が公益その他特別な理由があると認めるとき。
- 四 準備又は撤去のためにのみ施設又は設備を使用するとき。

2 使用料の減免の額は、次のとおりとする。

- 一 前項第一号、第二号及び第四号 全額
- 二 前項第三号 半額

(美術品等の寄贈及び寄託)

第4条 館長は、美術品等の所有者又は権限に基づく占有者(以下「所有者等」という。)に依頼してその寄贈又は寄託を受ける場合には、美術品寄贈(寄託)書(別記第1号様式)により所有者等の承諾を得なければならない。

2 館長の依頼によらないで美術品等を寄贈又は寄託しようとする所有者等は、美術品寄贈(寄託)申込書(別記第2号様式)を館長に提出し、その承認を得なければならない。

3 館長は前項の規定により承認をしたときは、美術品寄贈(寄託)承認書(別記第3号様式)を所有者等に交付するものとする。

4 館長は、寄贈品又は寄託品を受領したときは、寄贈(寄託)美術品台帳(別記第4号様式)に登載のうえ、寄贈の場合は、美術品寄贈証書(別記第5号様式)を、寄託の場合には、美術品寄託証書(別記第6号様式)を所有者等に交付するものとする。

(寄託品の取扱い)

第5条 寄託品の保管及び展示は、美術館に所蔵する美術品等に準じて取扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年11月3日から施行する。ただし、第3条第1項の二の規定は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に岐阜県美術館に寄贈又は寄託されている美術品等の寄贈又は寄託は、この要綱の規定により寄贈又は寄託されたものとみなす。
- 3 この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、平成元年10月31日から適用する。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項第6号の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年1月1日から令和2年3月31日までの間においては、第2条第1項第8号中「第三号及び第五号から前号までに」とあるのは、「第三号、第五号及び前号に」と、第2条第2項第1号中「前項第一号から第十号まで」とあるのは、「前項第一号から第五号まで及び前項第七号から第十号まで」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県美術館の利用に関する取扱要綱の規定は、令和5年4月1日から施行する。

岐阜県美術館 美術品収集委員会 設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県美術館に収蔵する美術作品の選定に関する事務を適正かつ円滑に行うため、岐阜県美術館美術品収集委員会(以下「収集委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 岐阜県美術館長(以下「美術館長」という。)は、岐阜県美術館に収蔵する美術に関する作品を選定しようとするときは、あらかじめ、当該作品の適否及びその価格について、収集委員会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 委員構成は7人以上とする。

2 委員は、美術に関する専門知識を有するもので、次の各号に掲げるもののうちから館長が選任する。

- 一 大学教授
- 二 国公立美術館職員
- 三 その他学識経験者

(招集)

第4条 収集委員会は、必要に応じ、美術館長が招集する。

(設置期間)

第5条 収集委員会の設置期間は、美術館長が招集した日から1年以内とし、第2条の所掌事項を終了したときは速やかに解散する。

(任期)

第6条 委員の任期は、美術館長が依頼した日から1年以内とし、収集委員会が解散したときは解任されるものとする。ただし、第2条の所掌事項を終了するまでの期間において、委員の一部が欠けたときは、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、解任後に再度選任することができる。

(謝金及び旅費)

第7条 委員が委員会に従事したときは、予算の範囲内で謝金を支給する。

2 委員が委員会に出席したときは、県の定める規定による旅費を支給する。

(守秘義務)

第8条 委員は、収集委員会を通して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、岐阜県美術館において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、美術館長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

岐阜県美術館 展示室等の利用に関する 懇話会 設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県美術館条例(昭和57年条例第13号)別表第2上欄に掲げる施設(以下「展示室等」という。)の運営について広く意見を徴することを目的として、岐阜県美術館展示室等の利用に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 岐阜県美術館長(以下「美術館長」という。)は、展示室等の使用許可その他運営に関する事務を処理するにあたり、懇話会の意見を聴くことができる。

(懇話会有識者)

第3条 懇話会構成は、有識者10人以上とする。

2 前項の有識者は、美術に関する専門知識を有する者及び学識経験を有する者の中から、美術館長が選任する。

(招集)

第4条 懇話会は、必要に応じ、美術館長が招集する。

(設置期間)

第5条 懇話会の設置期間は、美術館長が招集した日から1年以内とし、第2条の所掌事項を終了したときは速やかに解散する。

(任期)

第6条 懇話会の有識者の任期は、美術館長が選任した日から1年以内とし、懇話会が解散したときは解任されるものとする。ただし、第2条の所掌事項を終了するまでの期間において、懇話会の有識者の一部が欠けたときは、補欠の有識者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 懇話会の有識者は、解任後に再度依頼することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、美術館長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 岐阜県美術館展示室等利用審査委員会設置要綱(平成9年6月1日施行)は、廃止する。

岐阜県移動美術館 実施要綱

岐阜県移動美術館を実施する場合は、岐阜県教育委員会共催及び後援基準（昭和41年4月1日教育長決定）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（開催趣旨）

第1条 岐阜県美術館（以下「美術館」という。）は、県民に親しまれ、開かれた美術館としての活動を、より幅広く推進するため、県民がその収蔵している作品を均等に鑑賞できるように岐阜県移動美術館（以下「移動美術館」という。）を開催する。

（開催基準）

第2条 移動美術館は予算の範囲内で、飛騨、東濃地区等遠隔地域において開催する。

2 移動美術館は、地元市町村（以下「市町村」という。）又は市町村及び当該市町村に所在し、かつ美術館が認めた美術館（以下「地元美術館」という。）との共催で開催する。

3 移動美術館の時期、期間及びその規模等については、共催をする市町村又は市町村及び地元美術館と美術館が協議のうえ美術館が決定する。

4 移動美術館を行う会場は、美術館が展覧会を開催するにふさわしいと認めた施設であること。

（美術品等の取扱）

第3条 美術品等の輸送、展示等の取扱は、学芸員等美術品の取扱に十分な経験を有し、かつ信頼できる者が行うか、又は美術館学芸部の職員の立会いにより行うこと。

2 市町村又は市町村及び地元美術館は、美術品等に盗難又は損傷が生じないように、その管理には万全の体制をとること。

（費用）

第4条 移動美術館に要する費用は、岐阜県が作品運搬展示費用と作品に関わる保険料及び展示等の指導にかかる旅費を負担し、それ以外のすべてを市町村又は市町村及び地元美術館が負担すること。

（収入）

第5条 観覧料収入は、市町村又は市町村及び地元美術館の収入とする。ただし、観覧料の額は市町村又は市町村及び地元美術館と美術館の協議により決定する。

（実施計画書、実施結果報告書）

第6条 市町村は、移動美術館の実施計画書及び実施結果報告書を美術館に提出すること。

（その他）

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて市町村又は市町村及び地元美術館と美術館が協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

岐阜県美術館 サポーター 設置要綱

(目的)

第1条 美術館の開放、参加、創造を理念に、美術館事業等に対する県民の参加、支援体制の確立を図るため、岐阜県美術館に美術館サポーターを設置する。

(定義)

第2条 岐阜県美術館サポーター(以下「サポーター」という。)とは、美術に関する分野で知識、経験や美術に関心をもつと認められる者で、サポーターとして登録を受けた者をいう。

(サポーターの支援内容)

第3条 サポーターは、概ね次に掲げることを行うものとする。
一 美術館事業に対する参加、支援。
二 美術館後援会事業に対する参加、支援。

(身分)

第4条 サポーターは、ボランティアとして無報酬とする。

(登録)

第5条 サポーターには、登録に基づき、名札を発行し、名札は美術館で保管するものとする。再登録は年1回実施するものとする。

(組織)

第6条 サポーターにより美術館サポーター会を組織し、役員として事務局長1名ほか、若干名の事務局役員を置く。

(役員を選任)

役員はサポーター総会において館長が委嘱する。

(役員任期)

役員任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

(特典)

第7条 サポーターは、名札の提示により、次に掲げる特典を受けることができる。
一 所蔵品展観覧料の減免。
二 企画展観覧料の減免。
三 美術講座、実技講座などの催しものの優先的参加。
四 その他美術館長が必要と認める事項。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、サポーターに関して必要な事項は美術館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

スクールミュージアム実施要綱

スクールミュージアムを実施する場合は岐阜県教育委員会共催及び後援基準(昭和41年4月1日教育長決定)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(開催趣旨)

第1条 岐阜県美術館(以下「美術館」という。)は、県民に親しまれ、開かれた美術館としての活動をより幅広く推進するため、美術館が収蔵している作品を鑑賞できるように岐阜県移動美術館を開催している。この岐阜県移動美術館の活動の一環として、学校との連携を具体的に構築し、各学校生徒のためのスクールミュージアムを開催する。

(開催基準)

第2条 スクールミュージアムは県内各地区全域において開催する。

2 スクールミュージアムは、県内に所在する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校かつ美術館が認めた学校との共催で開催する。

3 スクールミュージアムの開催時期、期間及びその規模等については、共催をする学校と美術館が協議のうえ美術館が決定する。

4 展覧会を開催する学校の会場は、美術館が展示するにふさわしいと認めた施設であること。

(美術品の取扱)

第3条 美術品等の輸送、展示等の取扱は、学芸員等美術品の取り扱いに十分な経験を有し、かつ信頼できる者が行うか、又は美術館学芸部の職員の立会いにより行うこと。

2 学校は、美術品等に盗難又は損傷が生じないよう、その管理には万全の体制をとること。

(費用)

第4条 スクールミュージアムに要する費用は、岐阜県が作品運搬展示費用と作品に関わる保険料及び教育等の指導にかかる旅費を負担し、それら以外に必要な費用は各学校が負担すること。

(収入)

第5条 観覧料は徴収しない。

(実施計画書、実施結果報告書)

第6条 学校は、スクールミュージアムの実施計画書及び実施結果報告書を美術館へ提出すること。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて学校と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。